参加者のこえ

入ってよかった，委員会

これまで参加してきた3委員会での活動についての感想をまとめてみます。

●両性の平等に関する委員会

両性の平等委員会では，セクハラなど女性の権利に関する問題に精通している先輩弁護士と知り合え，最新の問題点や情報に接することができます。また，委員会を通じて，女性の権利に関わる法律相談のガイドブックやDV事件への対応マニュアルなどの執筆の機会も与えていただきました。自分が書いた原稿が書籍になって店頭に並ぶと非常に嬉しいものですし，知人・友人や依頼者にも自分の得意分野をアピールすることができると思います。さらに，昨年度は，DV防止法見直しの意見書を作成し，国会議員や政党，担当大臣に提出しました。法改正の審議で，私たちが作成した意見書が参考にされる可能性もあるのですから，おのずと委員会内の議論も熱を帯びてきます。以前からこの分野に興味を持っていた私は，登録した直後から，両性の平等委員会に所属していますが，委員会活動を通じて，電話相談（女性の権利110番）やシンポジウムの開催などに関わることができ，いろいろと勉強させていただきました。

●弁護士研修センター運営委員会

弁護士会では，講師・内容とも非常に充実した研修が多く行なわれていますが，弁護士研修センター運営委員会では，こうした研修の企画や講師の依頼，当日の運営に関わっています。委員会では，弁護士は今どのような問題に関心があるのか，何を勉強したいのか，ベテランから若手まで，さまざまな企画の提案が出されますが，こうした議論を聞くだ

参加者のこえ

やってみるもんだ，当番弁護

●当番弁護士登録のきっかけ

私は，もともと刑事ドラマが好きだったこともあって，当初から積極的に刑事弁護を受任しようと考えていた。巷のうわさどおり「刑事弁護は儲からない」が，公的業務だから刑事弁護を「やる」というよりも，単に「そこに仕事があるから」という理由もあって，弁護士登録以来現在に至るまで，国選弁護人及び当番弁護士名簿に登録して今も刑事弁護を受任し続けている。要するに，当番弁護士登録をしたきっかけは趣味と実益（仕事をすれば報酬がもらえる）を兼ねて，という曖昧なものであった。

●当番弁護出動から受任，事件処理完了に至るまで

最初の出動は，日曜日の雨の中，蒲田警察署であった。被疑事実は公務執行妨害罪であり，私が被疑者と接見したのは，勾留請求後であった。翌日，奥さんと面談し資力確認の後，法律扶助協会の刑事被疑者援助制度を利用して受任し，被疑者接見，担当の警察官や検察官と面談，意見書提出，身柄請書の提出などの弁護活動を行ない，再度の勾留請求なく被疑者は釈放された。被疑者からは私が意外と思うほど大変感謝された。

私自身もとてもうれしかったので，その後，定期的に当番弁護を受任するようにしている。

●当番弁護の意味と重み

今まで，被疑者段階では強大な捜査権限を握った捜査側に対して被疑者は何もできなかった。被疑者・被告人が対等な当事者などというのは全くの嘘である。当番弁護（被疑者弁護）は，悲観すべき現状の捜査実務において早期釈放を目標に弁護権を駆使して身柄拘束による被疑者の不利益を最小限にすること，被疑者に法律知識，取調べに対する心構えなどを教えるなどに相当の意味と重みがある。

●やってみるもんだ，当番弁護

成功例を紹介すると，大手有名企業の部長が青年と駅前

けでも勉強になります。また，受付をはじめとする当日の運営に関わることで，会務にも貢献できるだけでなく，受付が終わった後，自分自身も研修を受けることで勉強できます（受付が終わった後，研修を受けずに帰ってしまうのは，実にもったいない！）。もっとも，私は，この委員会に入ったために，新規登録弁護士研修で，若手弁護士が弁護士業務を語るという講座の講師を頼まれ，一転「研修を提供する側」になってしまいましたが，他の委員とともに楽しく行なうことができました。

●広報委員会

広報委員会は，法教育，市民モニター，ホームページ，会報「LIBRA」の編集というように，4つの部会に分かれています。私は，LIBRAの編集に関わっています。広報委員会は，弁護士会の広報を担う委員会であり，直接弁護士業務に役立つというわけではありません。しかし，法教育部会では，中学校や高校に行って模擬裁判を指導したり，LIBRAの編集に関わっていると，著名人へインタビューするチャンスがあったりするなど，委員自身が楽しみながら委員会活動をしています。私も，LIBRA編集に関わっているおかげで，最高裁判所裁判官の執務室に入ってインタビューをさせていただき（2004年2月号16頁，深澤武久・元最高裁判事），貴重な経験ができました。これからも，インタビューの機会があるようですので，今から楽しみにしているところです。

＊　　＊　　＊

これまで委員会活動をしてきて，「委員会に入ってよかった」と思ったことはあっても，後悔したことはありません。勉強したいこと，興味があることを扱う委員会もよし，弁護士会の運営に関わる委員会もよし，勉強や仕事に関係なくトコトン楽しもうという委員会もよし。公益活動の義務化をきっかけに，委員会活動を始めてみませんか？

（会員　中島 美砂子）

で喧嘩を行ない双方が被害者かつ加害者であり，目撃者の通報により部長も青年も現行犯逮捕されたという事件を受任したことがあった。

私は土曜日（3連休の初日）午後に被疑者（部長）と2時間接見し，被疑者は事案を争わず，示談意思もあること，職場も確認した。ところが，留置係に確認すると日曜日に送検する，被害者の説明と被疑者の説明が食い違っている，という。「まさか」と思うが，被疑者は会社に逮捕事実を内緒にしていた都合上，何としても火曜日には職場に行かせなくてはならない。

そこで，土曜日の夜に被疑者の家族を自宅に呼び，身柄引受書3通（裁判所提出用，検察庁提出用，準抗告用）に署名してもらい，自宅で意見書2通を起案し，翌日曜日午前9時に検察庁に出頭して事務官に意見書（勾留請求しないでほしい）提出，その後すぐに東京地方裁判所第14刑事部に寄って意見書（勾留請求却下してほしい）提出した。

案の定，当日に検察官は勾留請求したが，勾留裁判官から緊急連絡先と指定した私の携帯電話に直接連絡があり，「勾留請求を却下する。だけど，検察官は不服みたいなので，準抗告ありそうですよ」と伝えられた。勾留却下の後，検察官は準抗告及び執行停止の申立を行なったが，翌月曜日（休日最終日）に東京高等裁判所が準抗告却下となり，深夜被疑者は釈放され，火曜日には会社に出勤した。仕事を休むこともなかったので，会社にも同僚にも逮捕事実は露見しなかった。

後日，被害者との示談も済み，被疑者は起訴猶予処分となり，被疑者から大変感謝された。

この事案では，仮に早期釈放が実現できなければ，多分被疑者は退職を余儀なくされたはずであり，休日返上で「やってよかった」と実感できた。

当番弁護は，起訴前の時間的制約がある中で被疑者と連携しながら弁護人としてフットワークよく動かなければならないが，短期間の濃密な弁護活動がうまくいったときの達成感，爽快感は通常の民事事件とは比べものにならないものである。

やってみるもんだ，当番弁護!!

（会員　三森 敏明）